

2014年11月26日

産業構造審議会 知的財産分科会  
営業秘密の保護・活用に関する小委員会  
後藤晃委員長殿

帝人株式会社 三原秀子

第3回営業秘密の保護・活用に関する小委員会  
審議事項についての追加意見

前回小委員会（10月31日開催）に際し、営業秘密保護法制に関連して、

- （1）刑事罰を強化すること、抑止力のある法定刑とすること、諸外国と比べ遜色のないものとする、ならびに非親告罪化することを希望し、併せて、
- （2）推定規定の導入（6条）に関連して、物の生産に係る検査・分析技術に関する営業秘密も含めることを希望し、推定規定の適用に際しては、原告と被告との業種の同一性を厳しくすべきではないと考える旨、意見を申し述べさせていただきました。

上記に関連して、以下の通り、追加意見を申し述べたく、宜しくお願い致します。

1. 企業としては、営業秘密法制に対する速やかな対応をお願いしたい。  
従って、近い将来、新法制定により我が国の営業秘密の保護・活用姿勢をグローバルにインパクトを持って示すことを念頭に、ディスカバリー・国際裁判管轄などの事項は別の議論とするとの対応をお願いします。
2. 懲役刑は、諸外国対比では遜色ないとの考え方もあるかもしれないが、多大な損害を受けた被害企業の立場になるとすれば、さらに重くすること、特に海外への営業秘密流出に関してはより重くすることを検討すべきではないかと考えます。
3. 未遂行為を処罰の対象とする検討の方向性に異論はございませんが、退職者などに元雇用先企業の営業秘密に係る技術情報の開示ないし窃取を求める行為が教唆に相当するのであれば、教唆も処罰の対象となることを明確にしておく必要があるのではないかと考えます。

以上